

当ファンドの仕組みは次の通りです。

商品分類	単位型投信／内外／資産複合
信託期間	2018年9月14日まで（2014年11月25日設定）
運用方針	高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要運用対象	世界各国の金融機関が発行する劣後債と優先証券等
運用方法	<ul style="list-style-type: none"> 世界各国の金融機関が発行する劣後債と優先証券等を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。 投資を行う劣後債と優先証券等は、原則として、取得時において当ファンドの信託期間終了前に満期償還日または繰上償還の可能日が到来するものとします。 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。
主な組入制限	外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
分配方針	毎年3月14日および9月14日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。）

※当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

償還報告書（全体版）

[満期償還]

国際金融機関債ファンド （為替ヘッジあり） 2014-11

信託終了日：2018年9月14日

受益者のみなさまへ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「国際金融機関債ファンド（為替ヘッジあり）2014-11」は、この度、信託期間を満了し、償還の運びとなりました。ここに謹んで運用経過と償還内容をご報告申し上げます。

今後とも引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。



三菱UFJ国際投信

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
ホームページ <https://www.am.mufg.jp/>

当運用報告書に関するお問い合わせ先

お客様専用
フリーダイヤル **0120-151034**
（受付時間：営業日の9:00～17:00、
土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）

お客様の取引内容につきましては、お取扱いの販売会社にお尋ねください。

本資料の表記にあたって

- ・原則として、各表の数量、金額の単位未満は切捨て、比率は四捨五入で表記しておりますので、表中の個々の数字の合計が合計欄の値とは一致しないことがあります。ただし、単位未満の数値については小数を表記する場合があります。
- ・一印は組入れまたは売買がないことを示しています。

○設定以来の運用実績

決算期	基準価額 (分配落)	標準価額			受利益 回者 り	債組入 比率	債券 先物 比率	元残 存本 率
		税 分 配	込 み 金	期 騰 落 額				
(設定日)	円 銭	円	円 銭	%	%	%	%	
2014年11月25日	10,000	—	—	—	—	—	100.0	
1期(2015年3月16日)	10,070	80	150	1.5	4.9	94.4	99.6	
2期(2015年9月14日)	9,990	80	—	0.0	1.9	95.1	97.8	
3期(2016年3月14日)	9,897	80	△ 13	△0.1	1.1	95.3	94.8	
4期(2016年9月14日)	10,108	70	281	2.8	2.3	94.1	91.8	
5期(2017年3月14日)	10,024	50	△ 34	△0.3	1.7	94.6	86.3	
6期(2017年9月14日)	10,096	0	72	0.7	1.6	98.2	76.5	
7期(2018年3月14日)	10,127	0	31	0.3	1.5	96.5	60.8	
(償還時)	(償還価額)							
8期(2018年9月14日)	10,019.53	—	△107.47	△1.1	1.0	—	53.3	

(注) 設定日の基準価額は、設定時の価額です。

(注) 基準価額の騰落額および騰落率は分配金込み。

(注) 当ファンドの値動きを表す適切な指数が存在しないため、ベンチマーク等はありません。

(注) 「債券先物比率」は買建比率－売建比率。

○当期中の基準価額と市況等の推移

年 月 日	基準価額	騰落率	債組入 比率	債券 先物 比率	債券 先物 比率
(期首)	円 銭	%		%	%
2018年3月14日	10,127	—		96.5	—
3月末	10,116	△0.1		96.5	—
4月末	10,120	△0.1		97.3	—
5月末	10,057	△0.7		94.6	—
6月末	10,031	△0.9		71.1	—
7月末	10,023	△1.0		16.4	—
8月末	10,025	△1.0		7.3	—
(償還時)	(償還価額)				
2018年9月14日	10,019.53	△1.1		—	—

(注) 騰落率は期首比。

(注) 「債券先物比率」は買建比率－売建比率。

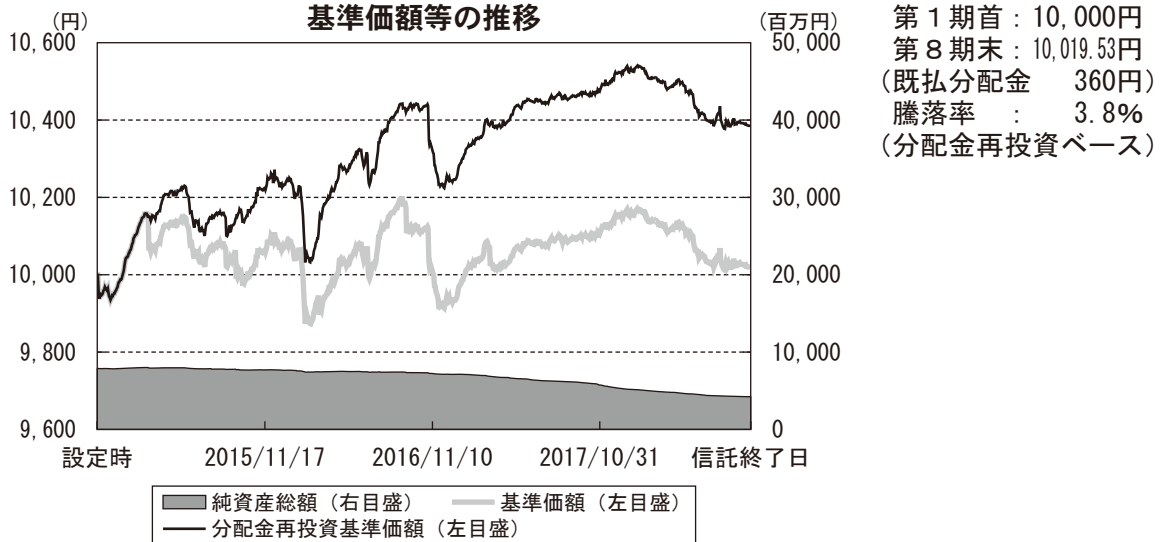
運用経過

設定来の基準価額等の推移について

（第1期～第8期：2014/11/25～2018/9/14）

基準価額の動き

償還価額は設定時に比べ3.8%（分配金再投資ベース）の上昇となりました。



- ・分配金再投資基準価額は、分配金が支払われた場合、収益分配金（税込み）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すものではありません。
- ・単体型投資信託は実際には分配金は再投資されませんのでご注意ください。



実際のファンドにおいては、分配金を再投資するかどうかについては、受益者のみなさまがご利用のコースにより異なります。また、ファンドの購入金額により課税条件も異なります。従って、各個人の受益者のみなさまの損益の状況を示すものではない点にご留意ください。

基準価額の主な変動要因

上昇要因	保有銘柄の利息収入を享受したことなどが、基準価額の上昇要因となりました。
下落要因	米金利の上昇や償還にかけてのクレジットスプレッド（利回り格差）の拡大、米ドルの為替ヘッジコスト上昇などが基準価額の下落要因となりました。

投資環境について

（第1期～第8期：2014/11/25～2018/9/14）

◎社債市況

- ・信託期間を通して見ると、欧米の金融機関の劣後債・優先証券市場は上昇しました。
- ・設定時は、ロシア軍部隊によるウクライナ侵入など緊迫した情勢が継続しており、これらの地政学リスクを背景に安全資産とされる主要国の国債市場に資金が流入しました。また、欧米の金融機関の劣後債・優先証券市場では、2014年10月下旬に発表された欧州の銀行を対象としたストレステストの結果に、特段波乱要因がなかったことから投資家心理は改善しており、劣後債・優先証券の利回りが低下しつつある中で当ファンドの設定日を迎えました。
- ・2015年に入ると、スイスの中央銀行が対ユーロでのスイス・フランの上限撤廃を発表したほか、欧州中央銀行（ECB）による市場予想を上回る規模の追加金融緩和の導入が決定しました。ギリシャ情勢が懸念される場面があったものの、低金利下で利回りを求める旺盛な投資家需要などを受け、スプレッド（国債との利回り差）は総じて堅調となりました。
- ・2015年後半には、ユーロ圏首脳会合でギリシャ支援協議が合意に至ると、ギリシャ情勢への懸念は和らぎました。その後、中国の景気減速懸念の高まりなどが意識されたことから投資家心理が悪化し、スプレッドも拡大幅を広げました。12月には、米連邦公開市場委員会（FOMC）での利上げ実施に対する思惑が交錯する中で、スプレッドは概ね堅調となりました。なお、FOMCでは大方の予想通り利上げが実施されたものの、市場への影響は限定的でした。
- ・2016年に入ると、中国の景気減速懸念や原油価格の下落、中東での地政学リスクなどに加え、一部の銀行でA T 1債*の利払いが見送られるとの報道があったことなどから、投資家のリスク回避的な動きが強まり、金融機関債券のスプレッドは急拡大しました。
* A T 1とは、「Additional Tier1」の略で、中核的自己資本の一種を指します。国際的な自己資本規制「バーゼルⅢ」の下でも資本に算入できるのが特徴です。
その後、原油価格に底打ちの兆しが見られたことや、ECBによる追加金融緩和策の一つとして社債買入れ策が発表されたことなどから投資家心理は改善し、市況は上昇に転じました。
- ・2016年後半には、英国の欧州連合（EU）離脱を巡る国民投票において離脱派が勝利したことでリスク回避の動きが進み、スプレッドは拡大したものの、過度の懸念が後退し市場が落ち着きを取り戻したことなどからスプレッドは縮小基調に転じました。その後、11月初めには、英国の銀行であるスタンダード・チャータードが永久劣後債のコール（繰上償還）を見送る方針であることが報じられ、投資家の慎重姿勢が強まりました。同債券および同債券と類似したスキームを持つ一部の債券には売りが見られたものの、金融機関債券市場全体への波及は限定的となりました。
- ・2017年に入ると、米国の良好な経済指標や米トランプ新政権への政策期待などから投資家のリスク選好度が高まり、スプレッドは堅調に推移しました。3月中旬には、フランスの銀行であるクレディ・アグリコルが永久劣後債のコールを見送り、額面の95%で買入消却を行うことを公表したものの、市場への影響は限定的となりました。その後は、投資家の利回りを求める動きが継続したほか、米連邦準備制度理事会（FRB）が公表

したストレステストの結果において、対象となる全ての金融機関が合格したことを受け、スプレッドは堅調に推移しました。

- ・2017年後半には、北朝鮮を始めとする地政学リスクの高まりや、カタルーニャ自治州によるスペインからの独立問題などを嫌気し、一時的にスプレッドが拡大する局面がありました。その一方、ECBが金融緩和、社債買入れを継続する方針を示したことや、米税制改革に対する期待感を背景に投資家の需要が継続し、スプレッドは堅調となりました。
- ・2018年に入ると、米金利の上昇や、株式市場での大幅な調整により投資家心理が急速に悪化したことから、幅広い銘柄でスプレッドが拡大しました。その後、イタリア政局に対する不透明感から、投資家のリスク回避姿勢が強まり、欧州銘柄を中心にスプレッドが大きく拡大しました。その後も、米中の通商問題が嫌気されたことなどからスプレッド水準は高位横ばいで推移しました。その後、7月に入り、世界的な貿易摩擦に対する不安がやや後退したことや、中国が通商問題による国内経済への悪影響を懸念し、予防的に景気刺激策を講じたことなどから、スプレッドは縮小に転じました。期末にかけては、新興国不安を背景として相対的に先進国が選好されたことや、秋口の米国中間選挙やイタリア予算案の公表を控え、市場は小動きとなりました。
- ・なお、2018年3月に英大手保険会社のプルデンシャル、同8月に独大手保険会社のアリアンツが永久劣後債のコールスキップを行ったものの、いずれもコールスキップ後のクーポンが固定で維持されることなどから、コールスキップ直後の当該債券価格の下落幅は限定的となり、市場全体への影響も特に見られませんでした。

当該投資信託のポートフォリオについて

i 期間中にどのような運用をしたかを確認できます。

- ・当ファンドは、世界各国の金融機関が発行する劣後債と優先証券等を主要投資対象とします。
- ・取得時において当ファンドの信託期間終了前に満期償還日または繰上償還[※]の可能日が到来する劣後債と優先証券等を中心に投資しました。
※繰上償還とは、早期償還や買入消却等による償還をいいます。一般的に、劣後債と優先証券に繰上償還条項が付与されている場合、繰上償還時には額面で償還されます。
- ・銘柄選定においては、過去のコール実績、コールに対する経営スタンス、経済合理性などを総合的に勘案し、組み入れの可否および組入比率を検討・調整しました。
- ・ユーロ、英ポンド、米ドルの外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりました。為替ヘッジを行ったため、為替市況の変動が基準価額に与える影響は限定的となりました。
- ・信託期間を通じてみると、保有銘柄の利息収入を享受したことなどが、基準価額の上昇要因となったものの、米金利の上昇や償還にかけてのクレジットスプレッドの拡大、米ドルの為替ヘッジコスト上昇などが基準価額の下落要因となりました。
- ・償還価額は設定時に比べ3.8%（分配金再投資ベース）の上昇となりました。

<第1期：設定時～2015年3月16日>

基準価額は設定時に比べ1.5%（分配金再投資ベース）の上昇となりました。

- ・保有銘柄の利息収入を享受したことなどが、基準価額の上昇要因となりました。

<第2期：2015年3月17日～2015年9月14日>

基準価額は期首に比べ概ね横ばい（分配金再投資ベース）となりました。

- ・保有銘柄の利息収入を享受したことなどが、基準価額の上昇要因となった一方、金利上昇が基準価額の下落要因となりました。

<第3期：2015年9月15日～2016年3月14日>

基準価額は期首に比べ0.1%（分配金再投資ベース）の下落となりました。

- ・保有銘柄の利息収入を享受したことなどが、基準価額の上昇要因となった一方、保有銘柄の価格下落が基準価額の下落要因となりました。

<第4期：2016年3月15日～2016年9月14日>

基準価額は期首に比べ2.8%（分配金再投資ベース）の上昇となりました。

- ・保有銘柄の利息収入を享受したことなどが、基準価額の上昇要因となりました。

<第5期：2016年9月15日～2017年3月14日>

基準価額は期首に比べ0.3%（分配金再投資ベース）の下落となりました。

- ・保有銘柄の利息収入を享受したことなどが、基準価額の上昇要因となった一方、米国の国債金利が上昇したことや一部保有銘柄の価格がコールスキップの発表などを背景に下落したことなどが、基準価額の下落要因となりました。

<第6期：2017年3月15日～2017年9月14日>

基準価額は期首に比べ0.7%の上昇となりました。

- ・保有銘柄の利息収入が得られたことなどが、基準価額の上昇要因となった一方、一部銘柄の初回コールが見送られ、額面の95%で買入消却を行うことが公表されたことなどが基準価額の下落要因となりました。

<第7期：2017年9月15日～2018年3月14日>

基準価額は期首に比べ0.3%の上昇となりました。

- ・保有銘柄の利息収入が得られたことなどが、基準価額の上昇要因となった一方、米金利上昇が進んだことなどが基準価額の下落要因となりました。

<第8期：2018年3月15日～信託終了日>

償還価額は期首に比べ1.1%の下落となりました。

- ・保有銘柄の利息収入が得られたことなどが、償還価額の上昇要因となりました。
- ・米金利上昇が進んだことやスプレッドの拡大が債券売却時に影響を与えたほか、米ドルの為替ヘッジコスト上昇などが償還価額の下落要因となりました。

当該投資信託のベンチマークとの差異について

- ・当ファンドの値動きを表す適切な指数が存在しないため、ベンチマーク等はありません。
- ・従って、ベンチマークおよび参考指数との対比は表記できません。

分配金について

収益分配金につきましては、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案し、第1期から第3期までは各80円、第4期は70円、第5期は50円の分配とさせていただきました。なお、第6期、第7期の分配は見送りとさせていただきました。信託期間中、累計で360円の分配を行わせていただきました。

償還価額

償還価額は10,019円53銭となりました。

信託期間中はご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。

○1万口当たりの費用明細

（2018年3月15日～2018年9月14日）

項 目	当 期		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
(a) 信 託 報 酬	円	%	(a) 信託報酬＝期中の平均基準価額×信託報酬率× （期中の日数÷年間日数）
（ 投 信 会 社 ）	(22)	(0.218)	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価
（ 販 売 会 社 ）	(16)	(0.164)	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
（ 受 託 会 社 ）	(2)	(0.022)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
(b) そ の 他 費 用	1	0.007	(b) その他費用＝期中のその他費用÷期中の平均受益権口数
（ 保 管 費 用 ）	(1)	(0.005)	有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
（ 監 査 費 用 ）	(0)	(0.002)	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
合 計	42	0.411	
期中の平均基準価額は、10,063円です。			

(注) 期中の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(注) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

○売買及び取引の状況

(2018年3月15日～2018年9月14日)

公社債

			買付額	売付額
外 国	アメリカ	社債券	千アメリカドル 9,094	千アメリカドル 7,564 (27,185)
	ユーロ		千ユーロ	千ユーロ
	フランス	社債券	—	— (1,500)
	イギリス	社債券	千イギリスポンド —	千イギリスポンド 907 (10,300)

(注) 金額は受渡代金。(経過利子分は含まれておりません。)

(注) ()内は償還等による増減分で、上段の数字には含まれておりません。

(注) 社債券には新株予約権付社債（転換社債）は含まれておりません。

○利害関係人との取引状況等

(2018年3月15日～2018年9月14日)

利害関係人との取引状況

区 分	買付額等 A	うち利害関係人 との取引状況B	$\frac{B}{A}$	売付額等 C	うち利害関係人 との取引状況D	$\frac{D}{C}$
為替先物取引	百万円 17,483	百万円 1,985	% 11.4	百万円 12,633	百万円 —	% —
為替直物取引	299	—	—	5,229	2,026	38.7

利害関係人とは、投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人であり、当ファンドに係る利害関係人とは三菱UFJ信託銀行、モルガン・スタンレーMUFJ証券です。

○組入資産の明細

(2018年9月14日現在)

信託終了日現在、有価証券等の組入れはございません。

○投資信託財産の構成

(2018年9月14日現在)

項 目	償 還 時	
	評 価 額	比 率
コール・ローン等、その他	千円 4,248,230	% 100.0
投資信託財産総額	4,248,230	100.0

○資産、負債、元本及び償還価額の状況 (2018年9月14日現在)

項 目	償 還 時
(A) 資産	4,248,230,522 円
コール・ローン等	4,248,230,522
(B) 負債	20,173,669
未払解約金	1,962,212
未払信託報酬	18,084,684
未払利息	29,078
その他未払費用	97,695
(C) 純資産総額(A-B)	4,228,056,853
元本	4,219,814,254
償還差益金	8,242,599
(D) 受益権総口数	4,219,814,254口
1万口当たり償還価額(C/D)	10,019円53銭

<注記事項>

設定年月日 2014年11月25日
 設定元本額 7,911,338,675円
 期首元本額 4,811,320,737円
 元本残存率 53.3%
 また、1口当たり純資産額は、期末1.001953円です。

○損益の状況 (2018年3月15日～2018年9月14日)

項 目	当 期
(A) 配当等収益	92,370,679 円
受取利息	91,284,103
その他収益金	1,510,057
支払利息	△ 423,481
(B) 有価証券売買損益	△125,089,983
売買益	554,962,637
売買損	△680,052,620
(C) 信託報酬等	△ 18,415,427
(D) 当期損益金(A+B+C)	△ 51,134,731
(E) 前期繰越損益金	61,035,946
(F) 解約差損益金	△ 1,658,616
償還差益金(D+E+F)	8,242,599

(注) (C) 信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。

(注) (F) 解約差損益金とあるのは、中途解約の際、元本から解約価額を差し引いた差額分をいいます。

○投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託契約締結日	2014年11月25日			投資信託契約終了時の状況	
	投資信託契約終了日	2018年9月14日			資産総額	4,248,230,522円
区分	投資信託契約締結当初	投資信託契約終了時	差引増減または追加信託	負債総額	20,173,669円	
				純資産総額	4,228,056,853円	
受益権口数	7,911,338,675口	4,219,814,254口	△3,691,524,421口	受益権口数	4,219,814,254口	
元本額	7,911,338,675円	4,219,814,254円	△3,691,524,421円	1万口当たり償還金	10,019円53銭	
毎計算期末の状況						
計算期	元本額	純資産総額	基準価額	1万口当たり分配金		
				金額	分配率	
第1期	7,883,194,290円	7,938,338,999円	10,070円	80円	0.8%	
第2期	7,740,001,855	7,732,480,948	9,990	80	0.8	
第3期	7,505,939,882	7,428,679,366	9,897	80	0.8	
第4期	7,266,479,911	7,344,604,664	10,108	70	0.7	
第5期	6,830,732,327	6,847,445,866	10,024	50	0.5	
第6期	6,059,050,016	6,116,957,722	10,096	0	0.0	
第7期	4,811,320,737	4,872,356,683	10,127	0	0.0	
信託期間中1万口当たり総収益金及び年平均収益率				379円53銭	0.9973%	

○償還金のお知らせ

1万口当たり償還金（税込み）	10,019円53銭
----------------	------------

◆償還金は償還日から起算して5営業日までにお支払いを開始しております。

◆課税上の取り扱い

- ・個人受益者の場合、償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得等として課税され、原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。
- ・特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

※法人受益者に対する課税は異なります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

【お知らせ】

2014年1月1日から、2037年12月31日までの間、普通分配金並びに解約時又は償還時の差益に対し、所得税15%に2.1%の率を乗じた復興特別所得税が付加され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%（法人受益者は15.315%の源泉徴収が行われます。））の税率が適用されます。